

○経済産業省令第五十三号

産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条第一号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令を次のように定める。

平成十九年八月六日

経済産業大臣 甘利 明

産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、産業活力再生特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（認証紛争解決事業者の認定の申請）

第二条 法第四十八条第一項の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする認証紛争解決事業者は、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類
- 二 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第六条第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が第五条各号のいずれかに該当することを証する書面
- 三 認証紛争解決手続の実施の方法が第七条から第十四条までに規定する基準に適合することを証する書類
- 四 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

（変更の認証等の届出）

第三条 特定認証紛争解決事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、様式第二によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 法第四十八条第一項第一号の認定に係る手続実施者を変更する場合
- 二 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定により変更の認証を受けた場合
- 三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定により同項各号の変更の届出を行った場合
- 四 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定により合併等の届出を行った場合
- 五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十八条第一項の規定により解散の

届出を行った場合

六 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十九条の規定により同法第五条の認証が失効した場合

(認証紛争解決事業者の認定に係る手続実施者の要件)

第四条 法第四十八条第一項第一号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法第四十一条第二項の認定支援機関において中小企業再生支援業務の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者の経験を有すること。

二 法第四十八条第一項第一号の手続実施者を補佐する者として二年以上事業再生に携わった経験を有すること。

三 株式会社産業再生機構において事業再生に携わった経験を有すること。

四 一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づき、事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を有すること。

(前条の手続実施者が弁護士でない場合に当該手続実施者が助言を受ける弁護士の要件)

第五条 法第四十八条第一項第一号の認定に係る手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第五号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士は、前条各号のいずれかに該当する者であって次のいずれかに該当するものでなければならない。

一 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十四条第二項の監督委員又は同法第六十四条第一項の管財人の経験を有する者

二 会社更生法第四十二条第一項の管財人の経験を有する者

(認証紛争解決手続の実施方法に係る基準)

第六条 法第四十八条第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次条から第十四条までに定めるところによる。

(一時停止)

第七条 認証紛争解決事業者は、債権者（認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者に限る。以下同じ。）に対し一時停止（債権者全員の同意によって決定される期間中に債権の回収、担保権の設定又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをしないことをいう。以下同じ。）を要請する場合には、債権者に対し、債務者と連名で、書面により通知しなければならない。なお、一時停止の通知を発した場合においては、一時停止の通知を発した日から、原則として、二週間以内に第九条の

債権者会議を開催しなければならない。

(債権者会議)

第八条 認証紛争解決事業者は、事業再生計画案（債務者が作成する事業再生の計画の案をいう。以下同じ。）の概要の説明のための債権者会議、事業再生計画案の協議のための債権者会議、事業再生計画案の決議のための債権者会議をそれぞれ開催しなければならない。

(事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議)

第九条 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議においては、債務者による現在の債務者の資産及び負債の状況並びに事業再生計画案の概要の説明並びにこれらに対する質疑応答及び債権者間の意見の交換を行う。

2 事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議は、債権者全員の同意によって、次に掲げる事項について決議をすることができる。

一 議長の選任

二 手続実施者の選任

三 債権者ごとに、要請する一時停止の具体的内容及びその期間

四 次条及び第十一条の債権者会議の開催日時及び開催場所

3 前項第二号の手続実施者の中には、民事再生法第五十四条第二項の監督委員（以下単に「監督委員」という。）若しくは同法第六十四条第一項の管財人又は会社更生法第四十二条第一項の管財人（以下単に「管財人」という。）の経験を有する者が一人以上含まなければならない。ただし、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、手続実施者を三人以上選任することとし、当該手続実施者の中には監督委員又は管財人の経験を有する者及び公認会計士がそれぞれ一人以上含まなければならない。

(事業再生計画案の協議のための債権者会議)

第十条 事業再生計画案を協議するための債権者会議においては、事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議において選任された手続実施者は、事業再生計画案が公正かつ妥当で経済的合理性を有するものであるかについて意見を述べるものとする。

(事業再生計画案の決議のための債権者会議)

第十一条 事業再生計画案の決議のための債権者会議においては、債権者全員の書面による合意の意思表示によって事業再生計画案の決議をすることができる。

(期日の続行)

第十二条 前条の債権者会議において事業再生計画案が決議されるに至らなかった場合においては、債権者全員の同意により続行期日を定めることができる。

(事業再生計画案の内容)

第十三条 第八条の事業再生計画案は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 経営が困難になった原因

二 事業の再構築のための方策

- 三 自己資本の充実のための措置
 - 四 資産及び負債並びに収益及び費用の見込みに関する事項
 - 五 資金調達に関する計画
 - 六 債務の弁済に関する計画
 - 七 債権者の権利の変更
 - 八 債権額の回収の見込み
- 2 前項第四号に掲げる事項は次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- 一 債務超過の状態にあるときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から、原則として、三年以内に債務超過の状態にないこと。
 - 二 経常損失が生じているときは、事業再生計画案に係る合意が成立した日後最初に到来する事業年度開始の日から、原則として、三年以内に黒字になること。
- 3 第一項第七号の債権者の権利の変更の内容は、債権者の間では平等でなければならない。ただし、債権者の上に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。
- 4 第一項第八号の債権額の回収の見込みは、破産手続による債権額の回収の見込みよりも多くなければならない。

(債権放棄を伴う事業再生計画案)

第十四条 第八条の事業再生計画案が債権放棄を伴う場合、当該事業再生計画案は次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 債務者の有する資産及び負債につき、経済産業大臣が定める基準による資産評定が公正な価額によって行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること。
 - 二 前号の貸借対照表における資産及び負債の価額並びに事業再生計画における収益及び費用の見込み等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること。
 - 三 株主の権利の全部又は一部の消滅
 - 四 役員 の 退任 (事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合を除く。)
- 2 認証紛争解決事業者は、前項の事業再生計画案が同項各号の要件に該当すること及び経済産業大臣が定める事項について、第九条第三項ただし書の手続実施者に対し、書面による確認を求めなければならない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会に対する特定認証紛争解決手続の終了の通知)

第十五条 債務者が法第五十条又は第五十一条に規定する債務の保証を利用している場合であって、当該債務者に係る特定認証紛争解決手続が終了したときは、特定認証紛争解決事業者は書面により、遅滞なく独立行政法人中小企業基盤整備機構又は当該債務の保証を行っている信用保証協会に対してその旨を通知しなければならない。

(事業再生円滑化関連保証における経済産業省令で定める費用)

第十六条 法第五十一条第一項に規定する事業再生を行おうとする中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 原材料の購入のための費用
- 二 商品の仕入れのための費用
- 三 商品の生産に係る労務費及び経費
- 四 設備の増設、改良又は補修等のための費用
- 五 販売費及び一般管理費
- 六 借入金利息の弁済のための費用
- 七 少額の債権の弁済のための費用

(資金の借入れが事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準)

第十七条 法第五十二条第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第五十二条の資金の借入れが、事業再生計画案に係る債権者全員の合意の成立が見込まれる日までの間における債務者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること。

二 法第五十二条の借入れに係る借入金の償還期限が、債権者全員の合意の成立が見込まれる日以後に到来すること。

2 特定認証紛争解決事業者は、法第五十二条各号の確認を行う場合には、第九条に規定する債権者会議において行わなければならない。

3 特定認証紛争解決事業者は、当該資金の借入れが法第五十二条各号の要件を満たすことを確認したときは、様式第三により債務者及び債権者に対し通知しなければならない。

(実施状況報告)

第十八条 特定認証紛争解決事業者は、毎事業年度終了後三月以内に、様式第四により当該事業年度の事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

附 則

この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日（平成十九年八月六日）から施行する。

年 月 日

経済産業大臣 殿

名称

住所

代表者の氏名

印

認定申請書

産業活力再生特別措置法第48条第1項の規定に基づき、同法第2条第18項の特定認証紛争解決事業者としての認定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(別添書類)

- 1 手続実施者の事業再生についての実務経験を証する書類
- 2 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第六条第五号の規定に基づき、認証紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、当該手続実施者が助言を受ける弁護士が第五条各号のいずれかに該当することを証する書面
- 3 認証紛争解決手続の実施の方法が産業活力再生特別措置法第48条第1項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第7条から第14条までに規定する基準に適合することを証する書類
- 4 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の法務大臣の認証を受けたことを証する書面の写し

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

1. 手続実施者の候補者一覧

手続実施者の氏名	職名	職歴	備考
計 名			

注. 手続実施者が産業活力再生特別措置法第48条第1項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第5条の要件を満たす場合は備考欄にその旨を記載すること。

2. 手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名

手続実施者が弁護士でない場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条第5号の規定により、認証紛争解決手続の実施に当たり手続実施者が法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに手続実施者が助言を受ける弁護士の氏名	職歴

3. 認証紛争解決手続の実施方法

注. 産業活力再生特別措置法第48条第1項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第7条から第14条までに定める基準に従って認証紛争解決手続を行うことを記載する。

様式第二

年 月 日

経済産業大臣 殿

名称

住所

代表者の氏名

印

変更届出書

下記の事項について変更がありましたので、産業活力再生特別措置法第48条第1項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第3条の規定により届け出ます。

記

年 月 日	事 項

注. 「事項」欄には、変更した事項を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三

年 月 日

殿

名称

住所

代表者の氏名

印

資金の借入れに関する確認通知書

下記の事項について産業活力再生特別措置法第52条各号のいずれにも適合することを確認しましたので通知します。

記

1. 債務者名

2. 確認の対象となる借入れ

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四

年 月 日

経済産業大臣 殿

名称

住所

代表者の氏名

印

平成 年度における特定認証紛争解決手続の実施状況報告書

特定認証紛争解決手続の事業の実施状況を次のとおり報告いたします。

1. 特定認証紛争解決手続の実施状況
 - (1) 特定認証紛争解決手続の状況
 - (2) 事業再生計画の概要
 - (3) 手続実施者の選任状況
 - (4) 手続実施者の意見の概要
 - (5) 合意の状況
2. 産業活力再生特別措置法第49条から第54条までの状況
3. その他特記事項

注. 1. (1)～(4)及び2. については、個別の特定認証紛争解決手続について記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。